

重要事項説明書

多機能型事業所おきなわ工房【生活介護】 (障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業)

当事業所は、利用者に対して【生活介護】の障がい福祉サービスを提供します。指定障がい者サービス事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

目次

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービス	3
5. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 おきなわ自立支援センター
- (2) 法人所在地 沖縄県沖縄市安慶田1丁目1番3号
- (3) 電話番号 098 (929) 3785
- (4) 代表者氏名 理事長 田中 寛
- (5) 設立年月日 平成19年3月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定障害者福祉サービス事業(多機能型)生活介護
事業所番号 4710800543 開設年月日 平成20年11月1日
- (2) 事業所の目的 利用者が地域の中で活動し、日常生活または社会生活を営むことが出来るような生活訓練と就労機会を提供するとともに、一人ひとりの自主性、主体性を尊重し、生産活動やその他の活動への参加を通じて、社会人としての生きる力を身につけ、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他のサービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 おきなわ工房
- (4) 事業所住所 沖縄県沖縄市安慶田1丁目1番3号
- (5) 電話番号 098 (929) 3785
- (6) 管理者 氏名 田中 寛 (サービス管理責任者を兼務)
- (7) 運営方針 事業所が実施する事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、適切且つ円滑な生活介護を実施するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他

のサービスを適切且つ効果的に行うものとします。

- (8) 主たる対象者 知的障がい者
- (9) 定 員 20名 [生活介護 6名]
- (10) 業務日及び業務時間

営業日 (サービス提供日)	月曜日～金曜日(但し、祝祭日休日、年末年始(12月29日～1月3日)、は休日とします。)なお、業務の都合により、土曜・日曜・祝祭日に業務を行うこともあります。
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	原則として9時～16時

3. 職員の配置状況

1、事業所では、利用者に対して生活介護事業を提供するため以下の職種の職員を配置しています。
(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤 (非 常 勤) ・ 業 務 内 容
1. 管理者及び サービス管理責任者	◎1名(常勤) 管理者は、従業者及び業務の管理等を統括します。また、従業者に法令を遵守させるために、必要な指揮命令等を行います。 個別支援計画作成及びサービス提供に係る管理等に関すること、また、利用申込に関すること等の業務を行います。
2. 生活介護支援員	◎4名 常勤専従1名 生活支援員(介護福祉士) 常勤専従1名 生活支援員 非常勤専従1名 医師 非常勤専従1名 看護師 個別支援計画を作成し、それに基づきサービスの提供を行います。

4. 当事業所が提供するサービス

当事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護
 - (ア) 個別支援計画・モニタリングの作成
 - (イ) 家事など日常生活能力を向上させる為に必要な訓練
 - (ウ) 生活相談

- (エ) 健康管理
- (オ) 地域生活体験のための訓練
- (カ) 体力維持及び強化のためのスポーツ訓練
- (キ) 社会性を身につけるための社会体験参加訓練
- (ク) 生産活動
- (ケ) 前各号に掲げる便宜に附帯する支援

上記に附帯するその他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

<サービス利用に当たっての留意事項>

利用者が事業所のサービスを受ける際に留意して頂きたいことは次のとおりとします。

- (1) 喧嘩、口論などによって他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教の布教活動はしないこと。
- (3) 利用者同士又は、利用者と職員間にての金銭の貸し借りはしない。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- (5) 事業所の秩序、風紀を乱さないこと。
- (6) 事業所の環境衛生や整理整頓を心がけること。

<工 賃>

事業所は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額を工賃として利用者に支払います。

<非常災害対策>

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を行うものとします。

<緊急時に於ける対応方法>

事業所は、指定生活介護支援の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関等に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

<秘密保持等>

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、正当な理由なく漏らしません。
- (2) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約内容とします。

<損害賠償>

事業所は、利用者に対する生活介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないとします。

<虐待の防止のための措置に関する事項>

事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に

対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

<食事の提供>

事業所では、食事の提供を致しておりません。各自にてご用意頂きます。

<利用料金とお支払い方法>

(1) 指定障害福祉サービスの提供を受けた際には、当該生活介護事業に係る利用者負担額を支払うものとします。

(2) その他、施設支援において提供するサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、あらかじめ利用者に対し、内容と費用を説明し、同意を得て実施したサービス費用について、支払うものとします。

※利用料金は、1ヶ月毎に計算して請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ① 事務所の窓口での現金支払い。
- ② 金融機関講座からの自動引き落とし

5. 苦情の受付について

*当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担 当 者：石川 美希
電 話：098(929)3785
F A X：098(929)3795

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

*事業所の苦情については、沖縄市健康福祉部障がい福祉課でも受け付けています。

住 所：〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号1F
電 話：098-939-1212 FAX：098-939-7739

*当事業所の他にも以下の委員会でも受け付けています。

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（沖縄県総合福祉センター内）

住 所：〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1
電 話：098(882)5704 FAX：098(882)5714